

岐阜県開発審査会包括承認基準

昭和59年1月1日適用
平成6年4月1日改正
平成7年4月1日改正
平成10年8月1日改正
平成13年5月18日改正
平成14年4月1日改正
平成14年11月29日改正
平成15年5月19日改正
平成18年5月18日改正
平成20年5月26日改正
平成22年3月24日改正
平成30年6月1日改正
令和元年7月29日改正
令和7年12月1日改正

都市計画法第34条第14号及び同法施行令第36条第1項第3号ホの規定する開発行為及び建築行為のうち、その内容が極めて類型的なもの、建築物等の小規模なもの、及び公共的見地から手続きの簡素化、迅速化を要するもので、下記のものについては、あらかじめ開発審査会の議決を経たものと見做し許可するものとする。

なお、この基準に基づいて許可した場合は、直後の開発審査会において、その旨報告するものとする。

記

1 【提案基準第2号】農家世帯等の分家に伴う住宅

(1) 開発面積（建築物の敷地の全体面積をいう。以下同じ。）が500平方メートル以下であるもの

2 【提案基準第3号】収用対象事業に係る代替建築物等

(1) 予定建築物の用途が専用住宅又は兼用住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（い）欄第2号に該当するもの。以下同じ）であるもの

3 【提案基準第6号】既存集落におけるやむを得ない自己用住宅

(1) 開発面積が500平方メートル以下であるもの

4 【提案基準第8号】既存建築物の建替等に係る建築物

(1) 予定建築物の用途が自己用の専用住宅又は兼用住宅であるもの

5 【提案基準第8-2号】既に宅地として造成された土地における建築物の建築行為等

(1) 岐阜県住宅供給公社が線引き以降に造成を行った分譲団地

6 【提案基準第9号】災害危険区域等に存する建築物の移転に係る代替建築物等

(1) 予定建築物の用途が自己用の専用住宅又は兼用住宅であるもの
(2) 開発面積が500平方メートル以下であるもの

7 【提案基準第11号】大規模既存集落における開発行為等

(1) 予定建築物の用途が自己用の専用住宅であるもの

- (2) 開発面積が500平方メートル以下であるもの
- 8 【提案基準第11－2号】大規模既存集落における開発行為等
- (1) 予定建築物の用途が自己用の専用住宅であるもの
 - (2) 開発面積が500平方メートル以下であるもの
- 9 【提案基準第26号】既存建築物（農家住宅）に係る建築行為等
- (1) 農家住宅として建築されたことが都市計画法あるいは建築基準法の手続き上明確であるもの
- 10 【提案基準第27号】既存建築物（分家住宅）に係る建築行為等
- (1) 提案基準第2号の「農家世帯等の分家に伴う住宅」のエに適合するもの
 - (2) 農家住宅として建築されたことが都市計画法あるいは建築基準法の手続き上明確であるもの
 - (3) 開発面積が500平方メートル以下であるもの
- 11 【提案基準第28号】建築物等の用途変更等
- (1) 住宅（賃貸住宅等他人に貸すことを目的とした住宅を含む。）として建築されたことが都市計画法あるいは建築基準法の手続き上明確であり、かつ、相当期間手続きどおり使用されたもの
 - (2) 開発面積が500平方メートル以下であるもの
- 12 【提案基準第29号】既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大
- (1) 開発面積が500平方メートル以下であるもの
- 13 【提案基準第30号】旧提案基準の許可を受けた土地における開発行為等
- (1) 予定建築物の用途が自己用の専用住宅であるもの
 - (2) 開発面積が500平方メートル以下であるもの
- 14 【提案基準第34号】線引き前からの宅地における開発行為等
- (1) 予定建築物の用途が専用住宅であるもの
 - (2) 区画が1であるもの
- 15 開発許可を受け完了済の土地の再開発行為等
- (1) 公共施設の変更のないもの
 - (2) 1区画の面積が減少しないもの